

コンプライアンス規程

制 定 日	2024年6月12日
施 行 日	2024年7月1日
改 定 日	—
決 裁 機 関	理事会
管 理 番 号	K025
版	第1版

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

目 次

第 1 章	総 則	第 1 条～第 2 条
第 2 章	コンプライアンス体制	第 3 条～第 6 条
第 3 章	報告・連絡・処分等	第 7 条～第 8 条

コンプライアンス規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人南西地域産業活性化センター（以下、「本財団」という。）の倫理規程の理念に則り、本財団に適用、あるいは適用の可能性のある法令、定款、内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織、コンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第2章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス担当理事)

第3条 コンプライアンス担当理事は、専務理事とする。コンプライアンス担当理事は、必要に応じてコンプライアンスの状況を理事会に報告するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第4条 本財団のコンプライアンスにかかわる組織としてコンプライアンス委員会を置く。

- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、上席研究員、事務局長、各部長及び外部有識者を委員として構成する。
- 3 委員長は、コンプライアンス施策の実施やコンプライアンス違反事例の対応の統括責任者とする。
- 4 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

(6) その他コンプライアンス委員会委員長が必要と判断した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第5条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第6条 本財団の総務部をコンプライアンス統括部門とする。

第3章 報告・連絡・処分等

(報告・連絡・処分)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会の構成員に報告する。ただし、内部通報者保護要領に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス委員会の構成員は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を委員長に報告する。

3 コンプライアンス上の不正の発生に際しては、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施するとともに、社会的影響の大きい事案に関してはその内容を公表する。

(コンプライアンスのための教育)

第8条 本財団は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は、他機関等によるコンプライアンスに関する研修について受講に努める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。